

弘前リードマン制度について

❖ 弘前リードマン制度とは

次の弘前を担い、創る、地域づくり活動の実践者を「弘前リードマン」に認定し、市民のみなさんのもとへ派遣して“理念・心・想い”を伝えることで、市民のみなさんが主役となって行う地域づくりの推進を図ろうとする事業です。

❖ リードマンの認定基準

次の全てに該当するかたをリードマンに認定しています。

- ① 地域づくりへ熱意を持ち、リーダーとしてふさわしいかた
- ② 市内に在住、または勤務するかた
- ③ 学習活動などの指導・支援に関心があるかた

※ただし、リードマン活動が直接生業に結び付くかたは除きます。

❖ リードマンの派遣を希望するかたへ

●どんな人が利用できるの？

- ① 市内に在住・在勤・在学する人
- ② 派遣先が原則市内で、会場などの準備が整っていること
- ③ 10人以上の集まりであること
- ④ 営利、政治、宗教活動を目的としないこと

この4つが利用の条件です。

例えば、職場や学校・大学のサークルなど、様々な集まりで利用できます。

●利用日と時間は？

派遣を予定している5月～翌年3月の期間で、ご希望の利用日と時間を設定して申し込みください。

●必ず派遣できるの？

リードマンの日程などにより、派遣できないことがあります。また、複数の申込者による合同開催や日程の調整などをお願いする場合があります。

●利用料は？

基本的には無料となりますが、派遣先が弘前市外の場合は、利用するみなさんがリードマンの派遣にかかる交通費を負担してください。

●会場は？

会場の手配や準備、後片付け、会場費の負担、当日の進行などは、利用するみなさんをお願いします。また、会場はできるだけ弘前市内としてください。

●申し込みはどうすればいいの？

「弘前リードマン派遣事業申込書」に必要事項を記入し、開催日の45日前までに、市民協働課に直接お持ちいただくか、郵送、ファクスまたはEメールで申し込みください。

●利用後は？

利用した感想を「弘前リードマン派遣事業利用報告書」で提出してもらいます。

●上記申込書・報告書について

「弘前リードマン派遣事業申込書」・「弘前リードマン派遣事業利用報告書」はホームページからダウンロードできるほか、市民協働課の窓口や岩木・相馬の各総合支所に備え付けています。

❖ 問い合わせ先 ❖

市民協働課 協働推進係

電話：0172-40-7108（直通）

ファクス：0172-35-7956

Eメール：shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp